

平成 2 5 年 第 4 回 臨時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 25 年第 4 回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成 25 年 5 月 20 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 5 月 24 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 25 年 5 月 24 日 午後 1 時 52 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員		
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	林伸行	○
総務課長	竹俣信行	○	生涯学習課長	伊藤同	○
総務課主幹	松橋正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤美則	○
総務課主幹	齋藤昭一	○	学校給食センター主幹	成田信雄	○
住民企画課長	鴫田憲治	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
住民企画課参事	石橋吉伸	○	農業委員会事務局次長	川口昌志	○
住民企画課主幹	横山智	○	選管局長	竹俣信行	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○	選管次長	松橋正樹	○
保健福祉課長	山田英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川篤	○			
特養園長	徳田博一	○			
特養主幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課主幹	川口昌志	○			
建設課長	江草智行	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 乃村 吉春 5番 茂呂竹裕子
2			会期の決定	自5月24日 1日間 至5月24日
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	同意	3	津別町監査委員の選任について	
6	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度津別町一般会計補正予算 (第9号)について)	
7	〃	2	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)	
8	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について)	
9	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について)	
10	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)について)	
11	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について)	
12	〃	7	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度津別町一般会計補正予算 (第1号)について)	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	45	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	46	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	47	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	48	美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について	
17	〃	49	財産の取得について（総合行政システム操作端末機及び周辺機器等）	
18	〃	50	財産の処分について（町有林立木）	
19	〃	51	平成25年度津別町一般会計補正予算（第2号）について	
20	〃	52	平成25年度津別町上水道事業会計補正予算（第1号）について	
21	報告	4	例月出納検査の報告について（平成24年度2月分、3月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより平成 25 年第 4 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
4 番 乃 村 吉 春 君 5 番 茂 呂 竹 裕 子 さん
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第4回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第3回定例議会後の行政報告と本日付議いたしております16件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、5月6日、津別町社会福祉功労者、木内則生様をご逝去されました。故人は、民生・児童委員、よろず相談員、行政相談委員、調停委員等、数多くの公職を歴任され、永きにわたり地域福祉の第一線で多大なご貢献をいただいたところであります。故人の生前中のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、寄附についてであります。4月5日、最上、山田照夫様より、農業振興に役立ててほしいと、100万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、寄贈についてであります。4月17日、相生、長谷川巖様より、毛布55枚

のご寄贈をいただいたところでもあります。ご厚志に深く感謝申し上げ、防災対策用等に使用させていただく所存であります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。3月11日に共和に在住の青島光子様、4月5日に旭町に在住の馬淵ツル様がそれぞれ100歳を迎えられたことから、今後の益々のご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところでもあります。現在このお二人を含め、町内における100歳以上の高齢者は4名となりました。

次に、相生地区サロンの開所についてであります。3月25日、相生公民館において地域の高齢者や協力者16名と町、社会福祉協議会の関係者など合わせて26名が集まり、サロンの開所式が行われました。相生地区の高齢化率は60%に達し、ひとり暮らしと夫婦の高齢者のみの世帯は、高齢者世帯の83%を超えていることから、閉じこもり防止、認知症予防、健康づくりなどを目的として地域住民の交流の場としてサロンを開設したものであります。今後、月1回の開催を予定しており、住民がともに支えあう地域づくりを目指し取り組みを進めてまいります。

次に、消防救急デジタル無線施設の運用開始についてであります。4月1日、新たに設置された消防緊急デジタル無線施設の運用開始セレモニーが美幌・津別広域事務組合消防本部において行われ、土谷美幌町長とともに運用開始を告げる無線送信を行い、本格運用が開始されたところです。これにより、両町の居住地区すべてがデジタル無線でカバーされ、正確な情報をより迅速に送受信することが可能となりました。

次に、交通安全推進町民大会についてであります。4月9日、生活改善センターにおいて、事業所や自治会関係者など町内全域から200名ほどの参加を得て開催いたしました。この大会において、目標1,500日（達成日平成26年4月28日）と定めた交通事故死「ゼロ日運動」を確認するとともに、各団体代表者による悲惨な交通事故を撲滅する決意表明が行われたところです。目標達成に向け、関係機関はもとより町民の皆さんとともに運動を展開し、交通事故のない明るいまちづくりに努めてまいります。

次に、周産期救急ドクターカーの運用についてであります。4月22日、北見赤十字病院において、妊婦の出産など周産期医療を行うオホーツク管内初のドクターカーの運行に向け、北見赤十字病院と北見地区消防組合との連携協定調印式が行われまし

た。当日は、運行圏域となる1市4町の市町長、議会議長など関係者が参列する中調印が行われ、5月13日よりドクターカーの運用が開始されたところです。

次に、船橋・津別青少年交流協会総会についてであります。4月20日、船橋市において第8回総会が開催され、事業計画等が承認されました。今年度は新規事業として、6月24日から26日の行程で「くりん草鑑賞会」が計画されたことから、来町される船橋市民の方々にさらに津別町の良さを知っていただくとともに、引き続き相互交流を推進し、友好を深めてまいります。

次に、第12回オホーツク圏クラブ対抗パークゴルフ大会についてであります。5月5日、津別町多目的運動公園パークゴルフ場において開催されました。当日は、薄日が差しながらも肌寒い中、北見、網走をはじめとする11協会から50クラブ、300名の方々が、管内シーズン最初の大会に参加されました。大会運営にご尽力いただきました津別町パークゴルフ協会の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

次に、道路クリーン作戦についてであります。5月11日、「ごみゼロ運動の日（5月30日）」に先駆け、津別町環境衛生推進協議会との共催により、町道3号線の美幌町との町界からふれあい公園までの道路沿いを、町民約80名の参加を得て実施したところであります。昨年は雪で中止となりましたが、今年は寒いながらも天候に恵まれ、順調に行うことができ、家電製品等の大型ごみは見受けられなくなりましたが、悪質な廃タイヤの不法投棄があり、量についても一昨年よりわずかながら増加したことから、啓発等の必要性を感じたところです。参加されました町民の皆さんに感謝申し上げますとともに、今後ともクリーンなまちづくりに努めてまいります。

次に、町民植樹祭についてであります。5月12日、木樋町有林において実施する予定でしたが、前日夜から続いた降雨のため中止いたしました。なお、植樹予定の苗木につきましては、町有林造林事業において植え付けを行ってまいります。

次に、農作物の作付け状況についてであります。本年は4月中旬からの低温・日照不足と降雨等により、各作物とも大幅な遅れとなっております。5月15日現在の作況調査では、秋まき小麦は7日遅れ、玉葱の移植進捗率は26%で9日遅れ、てん菜の移植進捗率は18%で14日遅れとなっております。網走地方气象台発表の平均気温と日照時間（4月16日から5月8日までの速報値）は、津別町において、平均気温は3.5度と

平年比マイナス 3.3 度、日照時間は 66.0 時間と平年比 51%となっています。引き続き今後の気象情報に十分注意し、関係機関と連携を密にしながら適切な指導を図ってまいります。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明を申し上げます。

同意第 3 号「津別町監査委員の選任について」は、3 月 23 日付で任期満了となりました幾世橋良三氏の後任委員の選任について、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度津別町一般会計補正予算（第 9 号）について）」は、3 月時点において未確定でありました町税をはじめとする各歳入について確定精査を行い、歳出においても各事業費等の確定による精査と財源調整を行い、一般財源を財政調整基金及び地域振興基金の積み立てに充て、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 1,593 万 9,000 円を追加し、最終歳入歳出予算総額を 52 億 7,050 万 9,000 円とする補正予算を平成 25 年 3 月 29 日付けで、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について）」は、歳入において国民健康保険税、国・道支出金等の額の確定による精査を行い、歳出では保険給付費等の確定による精査を主なものとして、歳入歳出予算からそれぞれ 3,607 万 3,000 円を減額し、最終歳入歳出予算総額を 8 億 9,624 万 2,000 円とする補正予算を平成 25 年 3 月 29 日付けで、地方自治法 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について）」は、主に後期高齢者医療保険料など収入額の確定及び事業精査による一般会計繰入金の精査などにより、歳入歳出予算からそれぞれ 80 万 9,000 円を減額し、最終歳入歳出予算総額を 8,484 万 2,000 円とする補正予算を平成 25 年 3 月 29 日付けで、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるもの

であります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において介護保険料、国・道支出金等の確定による精査を行い、歳出では保険給付費等の確定に伴う精査により、歳入歳出予算からそれぞれ1,769万3,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を4億4,396万7,000円とする補正予算を平成25年3月29日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入においてサービス収入等の額の確定による精査を行い、歳出では各事業費の確定により、歳入歳出予算からそれぞれ389万3,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を2億8,223万6,000円とする補正予算を平成25年3月29日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において分担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金の確定による精査を行い、歳出では各施設等の管理経費の精査等により、歳入歳出予算からそれぞれ752万3,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を3億7,285万4,000円とする補正予算を平成25年3月29日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町一般会計補正予算（第1号）について）」は、国の平成24年度補正予算に係る緊急雇用創出推進事業の経費として958万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億9,358万1,000円とする補正予算を平成25年4月30日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第 45 号「津別町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、平成 25 年 3 月 30 日に公布、4 月 1 日に施行された地方税法の改正法の内容に準じ、復興特別所得税率の課税に伴う寄附金控除に係る措置、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長及び延滞金等の利率の見直し等に関連する条文を主に、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 46 号「津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、津別町国民健康保険運営協議会の答申に基づき、本年度の国民健康保険税の医療分及び後期高齢者支援分の税率を改めるとともに、地方税法の一部改正により新たに特定継続世帯を追加する必要があることから、関係条文の一部を改正しようとするものであります。

議案第 47 号「過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん制度を適用している「過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」について、期限が延長されるなどの一部改正する省令が、平成 25 年 3 月 30 日に公布、4 月 1 日に施行されたことにより、同様に期限を延長するため、条文の一部を改正しようとするものであります。

議案第 48 号「美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について」は、北海道で行っている旅券業務を町が権限移譲を受け、その業務を美幌町に事務委託するため、事務の委託に関する規約の制定について、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項で準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 49 号「財産の取得について」は、職員が使用している事務用パソコン等の更新について、総合行政システム操作端末機及び周辺機器等の購入として、5 月 7 日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者 津別町字幸町 5 番地、有限会社加藤信陽堂 代表取締役 加藤恭男と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 50 号「財産の処分について」は、平成 21 年度を始期とする第 12 次町有林施

業計画におけるカラマツ人工林の主伐計画に基づき、今年度実施の町有林立木売払いについて、5月20日執行の指名競争入札に基づき、落札者 網走郡津別町字新町7番地、丸玉産業株式会社 取締役社長 大越 敏弘と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号「平成25年度津別町一般会計補正予算（第2号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,693万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億6,051万6,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、国の平成24年度補正予算に係る緊急雇用創出推進事業、鳥獣被害防止総合対策事業及び経営体育成支援事業の補正並びに国が定める平成25年度公共工事設計労務単価の改定に伴い基幹作業道開設事業及び小学校施設整備事業の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の内容につきまして歳出・歳入の順で申し上げます。歳出では、労働費で緊急雇用創出推進事業として731万6,000円の追加。

農林業費で、鳥獣被害防止総合対策事業として760万円の追加、経営体育成支援事業として4,948万8,000円の追加、基幹作業道開設事業として85万円の追加。

教育費で、小学校施設整備事業として150万2,000円の追加、中学校施設整備事業として17万9,000円の追加。

歳入では、道支出金で5,765万4,000円の追加、繰入金で168万1,000円の追加、諸収入で760万円の追加をするものであります。

議案第52号「平成25年度津別町上水道事業会計補正予算（第1号）について」は、資本的収入及び支出の資本的支出において、公共工事設計労務単価の改定に伴い、建設改良費に予算不足を生じることから45万3,000円を追加し、資本的支出の額を4,396万5,000円とする予算の補正をお願いするものであります。

以上、提案議件について申し上げますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告並びに提案理由の説明に代える次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎同意第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、同意第3号 津別町監査委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第3号 津別町監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。地方自治法第196条第1項に定める監査委員のうち、識見を有するものとして幾世橋良三氏に平成17年3月24日から2期8年にわたり津別町監査委員を務めていただき、かつ任期満了後も地方自治法第197条ただし書きの規定により、後任者が選任されるまでの間、監査委員職務執行者としてご尽力を賜ったところでありますが、後任の津別町監査委員といたしまして津別町字豊永****、藤村勝氏、昭和27年****生まれの60歳の内諾を得たことから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の選任同意を求めるものであります。

藤村氏は*****

***** 公務員歴から一般行政事務、財務業務に精通されていること、人格ともに優れていることから適任者として平成12年8月10日より津別町監査委員に選任された経歴を有しておりますが、当時の行政改革の一環として中央省庁再編により郵政民営化の流れの中、本来業務が多忙を極めたことから監査委員の職務を遂行することが困難と判断され、平成14年4月30日をもって辞職された経緯があります。他の公職といたしましては、特別職報酬等審議会委員、行政改革推進委員会委員の経歴があり、現在も表彰審議会委員を担っていただいているところでございます。氏は60歳と若く経験も豊富であることから、適任者であるということで議会の同意を求めるものであります。なお、任期は4年ではありますが、発令は平成25年6月1日付けを考えているところでございます。

以上ご説明を申し上げましたので、よろしくお取り計らい願います。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度津別町一般会計補正予算（第9号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました本年3月29日に専決いたしました承認第1号 平成24年度一般会計最終補正予算について説明いたします。

専決の理由につきましては提案理由で説明したとおりであります。歳入におきましては町税、地方交付税、国道支出金、町債等の確定精査を行い、歳出におきましては各事業費の精査と財源調整を行い、主に基金への積み立てに充てることとして専決処分を行ったものであります。内容説明にあたりましては、主なものについてご説明いたします。

それでは、各条項をご覧いただきたいと思えます。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億1,593万9,000円を追加し、最終予算の総額を52億7,050万9,000円とするものであります。第2項の第1表及び第2条、第3条につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので22ページから23ページをお開きください。総務費中段の電算化推進経費、負担金の北海道自治体システム協議会は、帳票の新規

作成及び修正の減少を主なものとして事業精査により 160 万 8,000 円の減額補正を行ったものです。次の、地域情報化経費、工事請負費の情報通信施設復旧工事は、発生事故の減により減額補正を行ったものであります。職員福利厚生・健康管理経費、職員健診委託料は、健診機関の都合により簡易脳ドックの受診件数が減少したことを主な理由として 88 万 9,000 円の減額補正を行いました。

下段の財政調整基金積立金は、今回補正における事業精査分として 1 億 5,238 万 8,000 円の増額補正、24 ページから 25 ページをお開きください。減債基金積立金は、住宅建設に係る起債償還金の据え置き分の積立額が借入金の確定により 97 万 9,000 円の減額補正、次の公共施設等整備基金積立金は特定公共賃貸住宅等使用料の確定により 21 万 4,000 円の増額補正を行ったところです。中段の町有建物等維持管理経費、職員住宅内部改修工事は、事業の精査確定により 104 万 6,000 円の減額補正を行いました。町営バス運行費の給与費、町営バス維持管理経費、バス保管車庫管理経費、地域公共交通会議事務経費は歳入の確定により財源内訳のみ補正を行いました。

下段の人づくり・まちづくり活動支援事業補助金は人づくり活動支援事業 4 件、まちづくり活動支援事業 1 件の実績により 249 万 2,000 円の減額補正を行い、次の地域振興基金積立金は社会資本整備総合交付金の年度間調整分 6 万円と今後の事業実施及び基金状況を勘案し、合計 5,006 万円の増額補正を行いました。

26 ページから 27 ページをお開きください。中段のふるさと定住促進事業は 3 月定例会において一定程度の補正を行ったところではありますが、その後執行を見込んでいた中古住宅購入の申請がなかったことから 60 万円の減額補正を行ったところでもあります。次のふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税 2 件分として 15 万円の増額補正を行ったところでもあります。下段の公共交通対策経費は、車両台数の減により需用費の消耗品費 206 万 8,000 円、燃料 253 万 5,000 円のそれぞれ減額補正を行ったものであります。

次の徴税費、28 ページから 29 ページをお開きください。給与費、税務事務経費、賦課徴収事務経費は道委託金の道税徴収費の確定により、次の戸籍住民登録費の給与費、戸籍住民登録経費は、手数料の確定により財源内訳のみ補正を行いました。

次の町議会議員選挙経費は、精査確定により総額 307 万 5,000 円の減額補正を行い

ました。

次に、民生費、障がい者自立支援事業経費の補装具給付費及び介護給付費・訓練等給付費は、利用者の減により合計 284 万 3,000 円の減額補正を行ったところです。

30 ページから 31 ページをお開きください。重度心身障がい者医療費助成経費、扶助費も精査確定により 706 万 3,000 円の減額補正を行ったものです。次の国民健康保険事業、介護保険事業、介護サービス事業特別会計繰出金は、それぞれの特別会計での事業精査によりまして減額補正を行ったものです。

次に、老人福祉扶助費等、扶助費の福祉灯油助成事業については、対象者見込み 217 件に対し 151 件の実績、老人バス無料乗車券は利用者の減少により、合計 142 万 2,000 円の減額補正を行ったものであります。前後しますがその上段の敬老に係る経費、その下の要援護高齢者等支援事業、介護サービス支援事業は、福祉基金繰入金、老人福祉施設措置経費は入所者徴収金、福祉寮運営経費は使用料、住民参加型高齢者生活支援等推進事業は道補助金の確定により、それぞれ財源内訳のみ補正を行いました。次の後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、特別会計での事業精査により減額補正を行ったものです。

次に、32 ページから 33 ページをお開きください。乳幼児等医療費助成事業は、事業の精査確定により 58 万円の減額補正を行いました。次の児童手当等扶助費は、出生数の減、転出者の増により 826 万円の減額補正を行ったものです。

次に、子育て支援事業経費、発達指導業務は、実施方式の変更により回数が減となったことから 79 万 5,000 円の減額補正を行ったものです。

次の認定こども園整備事業、社会福祉法人設立準備会補助金は、基本設計委託料の減額を主なものとして 93 万 9,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、衛生費、34 ページから 35 ページをお開きください。予防接種経費は、高齢者のインフルエンザの予防接種数の減を主なものとして 62 万 7,000 円の減額補正を行ったものであります。中段の下水道事業特別会計繰出金は、特別会計の事業精査により 763 万 8,000 円の減額補正を行ったものです。下段のごみ焼却施設管理経費は、広域処理による大空町への負担金のごみの減量により 167 万 4,000 円の減額補正を行ったものであります。

次に、36 ページから 37 ページをお開きください。生ごみ処理経費、委託料は、搬入量の減少により堆肥化業務について 83 万 6,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、農林業費、中段の鳥獣被害防止総合対策事業、工事請負費は、鹿侵入防止柵整備事業の事業精査により 50 万 6,000 円の減額補正を行ったものであります。下段の愛林のまち緑資源を守る推進事業、補助金は、事業量の減により 205 万円の減額補正を行ったものであります。

38 ページから 39 ページをお開きください。未来につなぐ森づくり推進事業、補助金は、補助対象面積の減により 115 万 6,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、町有林整備事業、委託料の保育事業は、事業の精査確定により 78 万 3,000 円、間伐事業は一部除伐施業となったことにより 205 万 7,000 円のそれぞれ減額補正を行ったものです。

次に、土木費、道路除排雪経費は、降雪量に伴い総額 573 万 5,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、40 ページから 41 ページをお開きください。河川維持管理経費は事業精査により 116 万 4,000 円の減額補正を行ったものです。中段の町営住宅整備事業は事業費の確定により 119 万 6,000 円の減額補正、まちなか団地建設整備事業は、国庫補助金、地方債、住宅使用料等の確定により財源内訳の補正、特定公共賃貸住宅建設整備事業は、事業費確定により 105 万 6,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、42 ページから 43 ページをお開きください。教育費、津別高校振興対策事業、バス通学費の補助は、北見市からの通学者の減少により 227 万 9,000 円の減額補正、振興対策協議会交付金は、事業確定により 57 万 8,000 円の減額補正を行ったものです。下段のスクールバス経費は、車両購入費の額の確定により 87 万 4,000 円の減額補正を行ったものです。

44 ページから 45 ページをお開きください。中学校施設整備事業は、地方債の確定、中学校施設管理経費は、道補助金の確定により財源内訳のみ補正を行いました。中段の放課後児童クラブ経費の賃金は、精査確定により 95 万 5,000 円、放課後子ども教室経費は、専任指導員の異動に伴う手当の減等により 54 万 7,000 円の減額補正を行いました。次の埋蔵文化財調査事業は、降雨等の悪天候により予定していた事業量が実施

できなかったことから総額 298 万円の減額補正を行いました。下段の公民館管理経費、46 ページから 47 ページをお開きください。生活改善センター管理経費、食品加工研修センター管理経費、次の体育施設費の各事業につきましては、使用料、電話料等の確定により財源内訳のみ補正を行いました。

次に、公債費、一時借入金利子は、額の確定により 52 万 9,000 円の減額補正を行いました。

それでは、歳入にお戻りください。4 ページをお開き願います。町税につきましては、歳入精査により 1,942 万円の増額補正を行ったものです。

次に、地方譲与税については、額の確定により 171 万 4,000 円の増額補正を行ったものです。

次に、6 ページから 7 ページをお開きください。地方消費税交付金は、額の確定により 148 万 6,000 円の増額補正を行ったものです。地方交付税は額の確定により普通交付税 621 万 9,000 円、特別交付税 1 億 1,592 万 7,000 円の総額 1 億 2,214 万 6,000 円の増額補正を行ったものです。

次に、分担金及負担金は、額の確定により 66 万 9,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、8 ページから 9 ページをお開きください。使用料及手数料は 499 万 6,000 円の増額補正を行ったものですが、土木使用料の町営住宅使用料は、まちなか団地の入居に伴い 272 万 3,000 円の増額補正、衛生手数料、10 ページから 11 ページをお開きください。し尿収集手数料は下水道浄化槽の取り扱い手数料の増を主なものとして 155 万 5,000 円の増額補正を行ったものです。

次の国庫支出金については、事業の確定及び精査により 1,074 万 6,000 円の減額補正を行ったものですが、民生費国庫負担金、児童手当はそれぞれの項目ごとの精査を行い、対象児童数の減等により 884 万 7,000 円の減額補正となりました。

下段の教育費国庫補助金、12 ページから 13 ページをお開きください。町内遺跡発掘調査事業は、悪天候に伴う事業費の減により 178 万 8,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、道支出金については、事業の確定及び精査により 425 万円の減額補正を行った

ものですが、民生費道負担金、児童手当は国庫支出金同様項目ごとの精査を行い、合計で26万3,000円の増額補正となりました。

下段の民生費道補助金、重度心身障がい者医療給付事業は、事業費確定により213万3,000円の減額補正。14ページから15ページをお開きください。地域づくり総合交付金は、福祉灯油助成事業が補助対象となったことから50万円の増額補正を行ったものです。労働費道補助金、緊急雇用創出推進事業は、実施した4事業の事業費確定により253万9,000円の減額補正。農林業費道補助金、未来につなぐ森づくり推進事業は、次に記載の森林環境保全整備事業の町有林の造林等に対する国の補助金額の変更に伴い365万5,000円の増額となったことから、町費上乘せ分の歳出減に伴い72万3,000円の減額補正を行ったものです。

次に、財産収入、歳入の確定により18万6,000円の増額補正を行ったものですが、下段の特許権等運用収入は、北海道電子自治体共同運営協議会の著作権利用許諾契約に基づき3,000円の増額補正を行ったものです。

16ページから17ページをお開きください。寄附金、総務費寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金2件分15万円の増額補正を行ったものです。

次の繰入金は、事業確定により662万1,000円の減額補正を行ったものですが、基金繰入金の地域振興基金繰入金は、事業完了により人づくり・まちづくり活動支援事業分249万2,000円、ふるさと定住促進事業分60万円のそれぞれ減額により計309万2,000円の減額補正、福祉基金繰入金は事業完了に伴い、敬老に係る経費3万9,000円、老人福祉扶助費等84万2,000円、介護サービス支援事業8万5,000円、要援護高齢者等支援事業10万6,000円、予防接種経費38万6,000円のそれぞれ減額により、合計145万8,000円の減額補正、丸玉産業森づくり基金は、愛林のまち緑資源を守る推進事業の事業完了に伴い205万円の減額補正を行ったものです。

次の諸収入は10万3,000円の増額補正を行いましたが、最下段の弁償金は光ファイバーに関する事故6件分として185万1,000円の増額補正。

18ページから19ページをお開きください。雑入、中段の重度心身障がい者高額医療費は、確定精査により391万8,000円の減額補正、下段の情報通信施設復旧工事補償費は9月に補正をお願いしたところですが、計上科目の誤りにより今回減額するもの

で、この件につきましては先ほどの弁償金に含めて補正を行っております。

その他については、健康づくり地域支援事業助成金、日赤看護大学旭川医大の実習生受け入れ先等を主なものとして57万7,000円の増額補正を行ったものです。

次の地域振興事業助成金、いきいきふるさと推進事業は、船橋市・南アルプス市・津別町青少年交流事業に対する助成金として100万円の増額補正を行ったものです。

次の町債、20ページから21ページをお開きください。4件の町債についてはそれぞれ事業の確定精査により補正を行ったものです。

それでは、最初の条文にお戻りください。第2項の第1表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

第2条第2表継続費補正は、特定公共賃貸住宅建設整備事業について総額及び平成24年度の年割額を補正したものです。

第3条第3表地方債補正については4件の事業の補正を行い、補正後の限度額を4億1,076万8,000円としたものであります。

以上説明いたしましたので、よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 31ページの福祉灯油に係る補正についてちょっとお尋ねしたいんですが、先ほどのご説明では対象者が217で申し込みが151件だったということで大幅な残額を残したということなんですが、福祉灯油の周知の方法は広報にチラシが挟まっていたのは見ましたけれども、対象者の方々にどのような通知を出されたのか、出されなかったのか、そのあたりについて教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいまご質問のありました福祉灯油の助成の周知の方法でございますが、今お話ありましたとおり2月号、3月号の広報に折り込みチラシを入れまして、3月号のチラシについては裏に申込書もつけまして周知をしたところでございます。なお、3月の委員会の中でも周知のあり方についてご意見もいただきまして、3月の中に対象者と思われる方、非課税の方で収入を区切っていたんです

が、非課税の方に対しまして、個人あてに申込書と申し込みの内容を入れまして、個人通知も差し上げたところであります。それで、今お話ありましたとおり対象見込み217世帯ぐらいを見込んで予算計上を行ってございまして、最終的には認定がされなかった方を除くと151件が認定をされたということで、申込み自体は165件ございました。そのうち認定をされなかったという方が14件で、基準どおり認定をされたという方が151件、そういう内容となったところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） この福祉灯油については、灯油の高騰ということで今回また行われたことではあるんですが、こういう時々やられるということでは非常に広がらないというか、申し込みも少しばかりのことにハイヤーかけて申し込むのもなあという話も聞いております。こういうチラシというのはたびたび言われているんですが、どっさり広報なんかに入ってるものですから、なかなか自分のこととして見られないということもあるかと思っておりますので、これから出される暮らしの何とかというものにもきちっと大きな字で書いていただければというふうに思っておりますので、これは定期的に行われるものではないというのがありますが、例えば灯油が100円を超えたらこういう制度もやりますよというようなことでも書いていただいて周知を図っていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 住民周知の方法なかなか私どものほうも難しく、このチラシのほかに介護のほうを担当しておりますケアマネージャーだとか、そのほかの職員の部分についても該当しそうな世帯の分については、声かけだとかそういった部分で呼びかけ等も合わせて行ってきたところでございます。それで、今暮らしのガイドブックのお話がございました。ちょっとその辺も載せるかどうか私どものほうもちょっと迷っていたんですが、今策定中なんですけど基本の中ではその部分は載せてございませぬ。というのも今回、平成24年度でこの福祉灯油の実施をした市町村は津別は初めの方だったんですけど、最終的には網走管内全市町村が実施をしたところであります。それで金額的な部分を、単価の部分見ますと津別は非常に高い金額でござ

いますが、対象者をより困窮世帯と申しますか、より低所得者の世帯に絞って給付をしているという部分で金額も高くなっていくんですが、他の市町村等を見ましたら幅広く安い金額と言ったら語弊ありますが、例えば低所得者世帯は全員該当しますよと、それで金額は一律 5,000 円ですよ、そんな形でそういうふうになれば、例えば申請方法も所得を区切らなくて年金の金額を確認したりだとか、そういった部分も省略されますし、非課税世帯ということであればそれだけで対象者もはっきりわかると。そういうふうな部分もございまして、もし来年度以降の中でこの制度がスタートするといったような灯油の高値が続いた場合、そういった部分もやはり議会の皆さんとも相談しながら内容を決めていかなければならないなど。そういう意味で対象者をどうするのかといった部分もございまして、正直言って今回のガイドブックの中では、この福祉灯油の関係は掲載されていないというようなことで少しご理解もお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） 説明を受けましてうちの町の考え方っていうのはわかったんですが、網走管内でも灯油の価格にかかわらず毎年行っている町も何件かあると思いますので、そういった所も冬になればお金がかかるというようなことでずっと毎年行っているという町もありますので、そのあたりも加味していただいてご検討いただければというふうに思います。

終わります。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 今茂呂竹議員の方からご質問ありましたけど、毎年制度としてそういうのを行っているという部分も私どもも承知をしておりますので、またそのとき制度を新たにつくるといった部分は、そういった部分も皆さんと検討しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(鹿中順一君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎承認第2号

○議長(鹿中順一君) 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(山田英孝君) ただいま上程となりました承認第2号 平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において国庫支出金、療養給付費交付金等の額の確定精査を行い、歳出では保険給付費の確定を主なものとする補正であります。条文の第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から3,607万3,000円を減額し、歳入

歳出予算の総額を 8 億 9,624 万 2,000 円とするものです。

それでは、歳出の方からご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開き願います。款 1 の総務費の総務一般事務経費、北海道自治体情報システム協議会の負担金 18 万 9,000 円の減額は、国保システムの改修費用精査に伴う減額であります。

款 2 の保険給付費、項 1 療養諸費では、療養給付費の確定に伴い一般被保険者分では 2,728 万 2,000 円、退職被保険者分では 875 万 6,000 円をそれぞれ減額をするものです。

12 ページ、13 ページをお開き願います。同じく、あんま・針・きゅうなどの療養費におきまして、一般被保険者分で 42 万 7,000 円、退職分で 23 万 3,000 円を減額するものです。次の項 2 高額療養費は、自己負担限度額を超えた部分に対するものですが、一般被保険者分、退職被保険者分、高額介護合算医療分も含めまして 642 万円を減額とするものです。

14 ページ、15 ページをお開き願います。項 3 の移送費では利用実績がなかったということで一般、退職合わせまして 7 万 6,000 円を減額、項 4 の出産育児諸費では 9 名分の支出にとどまりましたので、支払手数料も含め 47 万 6,000 円の減額。

16 ページ、17 ページをお開き願います。項 5 の葬祭諸費では 15 件の支出ということで 15 万円を減額をするものです。

款 3 の後期高齢者支援金、次の款 6 介護納付金は、収入額の確定により財源内訳のみの補正となります。款 7 共同事業拠出金についても額確定により 625 万 5,000 円を減額するものであります。

18 ページ、19 ページをお開き願います。款 8 の保健事業費、項 1 の特定健康診査等事業費で 229 万 5,000 円、20 ページ 21 ページをお開きください。項 2 の保健事業費で 42 万 9,000 円、いずれも事業精査に伴い減額補正を行うものであります。

次の款 9 基金積立金では国・道支出金など次年度に償還をする財源などで 1,748 万 7,000 円を追加するものです。以下、款 10 公債費、款 11 諸支出金は、精査による補正であります。

続いて、歳入ご説明申し上げますので 4 ページ、5 ページにお戻りください。款 1 国民健康保険税につきましては、一般、退職分合わせまして額の確定により 11 万 1,000

円の減額、款2国庫支出金については、国庫負担金、国庫補助金の額の確定により305万円の追加となります。

6ページ、7ページをお開き願います。款3の療養給付費交付金、次の款4前期高齢者交付金、款5道支出金、款6連合会支出金、これらにつきましては、それぞれの持ち分により額確定による減額補正を行っております。7ページ中段にあります道補助金の特別財政調整交付金1,324万2,000円の増額補正につきましては、保健事業費、医療費の周知、収納率の確保などとして交付を受けた金額でございます。

款8繰入金の一般会計繰入金として、事務費、出産育児一時金の精査として143万7,000円の減額を行っております。項2基金繰入金では、国庫支出金などほかの歳入確定及び保険給付費が確定したことから2,048万1,000円を国保基金繰入金で減額補正を行い、最終的には4,250万円の基金繰入額となったところです。これにより、今年度末の基金残高は7,031万4,000円となっているところです。

款10の諸収入では、8ページ、9ページをお開きください。延滞金、次の雑入を合わせまして66万6,000円の追加を行っております。

それでは、第1表に戻っていただきまして、ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただきました。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(山田英孝君) ただいま上程となりました承認第3号 平成24年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、主に後期高齢者医療保険料などの額確定などに伴う補正でございます。条文の第1条といたしまして歳入歳出予算の総額から、それぞれ80万9,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,484万2,000円とするものです。

それでは歳出の方からご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費につきましては、旅費、需用費など事業精査により11万6,000円を減額をするものです。

続いて、款2後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の確定により57万円の減額を行います。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。款3諸支出金では、過年度過誤納金還付金及び還付加算金の額の確定により12万3,000円を減額するものです。項2繰出金につきましては、一般会計繰出金として2万1,000円を減額するものであります。

続いて歳入のご説明申し上げますので4ページ、5ページをお開き願います。款1項1後期高齢者医療保険料では、額が確定をいたしましたので57万円を減額するものです。

款2広域連合支出金、次の款3の繰入金及び款5諸収入につきましては、それぞれ

額の確定により減額を行うものであります。

それでは、第1表に戻っていただきまして、ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただいたものでございます。

以上ご説明申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）をご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたように、歳入において保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定により精査を行い、歳出においては保険給付費、地域支援事業費等の確定に伴う補正でございます。

それでは、条文をご覧ください。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,769万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億4,396万7,000円とするものです。

歳出の方からご説明申し上げますので8ページ、9ページをお開きください。款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査委員会費は、12役務費の介護認定医師意見書の支出が確定により32万2,000円の減額になります。

款2保険給付費につきましては、総額で2,492万1,000円の減額となります。項1介護サービス等諸費は要介護1から5に認定された方が利用した介護サービス経費ですが、目1居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの経費で288万1,000円の減額、特養や老健などの目2施設介護サービス給付費で1,410万9,000円の減額、目3福祉用具購入給付経費では49万1,000円の減額、目4居宅介護住宅改修給付費では98万1,000円の減額です。

10ページ、11ページをお開きください。目5居宅介護サービス計画給付費では23万1,000円の減額です。認知症グループホーム等の目6地域密着型介護サービス給付費で235万1,000円を減額するものです。項2介護予防サービス等諸費では、要介護認定の要支援1及び2と認定された方が利用したサービス経費ですが、目1介護予防サービス給付費では58万2,000円の減額となります。項3その他諸費、審査支払手数料では2万1,000円の減額となります。項4高額サービス等費では、額が確定したことにより97万6,000円を減額するものです。

12ページ、13ページをお開きください。項5高額医療合算介護サービス等費では、同じく額確定に伴い63万4,000円の減額となります。項6特定入所者介護サービス等費は、低所得者に対する施設サービス等の食費、居住費の給付分ですが166万4,000円の減額となります。

款3地域支援事業費につきましては、要介護状態にならないよう介護予防事業に要

する経費ですが、総額では 103 万 6,000 円の減額です。項 1 介護予防事業費、目 1 一次予防事業費では、主に転倒予防教室等の経費の額が確定に伴い 14 万円の減額。14 ページ、15 ページをお開きください。目 2 二次予防事業費では、通所型介護予防教室であるミズナラ倶楽部等の経費で、事業が確定したことにより 17 万 8,000 円減額するものです。項 2 包括的支援・任意事業費では、事業の精査により目 1 介護予防ケアマネジメント事業費で 14 万 4,000 円。16 ページ 17 ページをお開きください。目 2 総合相談事業費で 7,000 円、目 3 権利擁護事業費で 1,000 円を減額するものです。

18 ページ、19 ページをお開きください。目 5 総務管理費では 1 万 6,000 円、目 6 任意事業費で 55 万円はそれぞれ額の確定に伴う減額です。なお、平成 24 年度の介護保険サービスの利用状況などにつきましては、ただいま担当のほうで整理している途中でありまして、6 月に予定しております所管の常任委員会で報告させていただく予定としております。

20 ページ、21 ページをお開きください。款 4 基金積立金では 869 万 2,000 円の追加補正となります。これは、国・道支払基金の負担金が多く交付されており、平成 25 年度に返還する予定のため、これを準備基金に積み立てをし、6 月以降の実績報告による確定後に取り崩しを行い償還するものであります。

款 5 公債費及び款 6 諸支出金では精査により 10 万 6,000 円減額するものです。

引き続き歳入にお戻りいただきたいと思えます。4 ページ、5 ページをお開きください。款 1 保険料では精査に伴い 4 万 4,000 円減額するものです。款 2 手数料では介護予防事業の手数料などで、13 万 9,000 円減額するものです。款 3 国庫支出金、款 4 支払基金交付金、款 5 道支出金では給付額が確定しましたので、国庫支出金で 208 万 8,000 円、支払基金交付金で 357 万 2,000 円、道支出金で 478 万 2,000 円それぞれ減額するものです。

款 7 繰入金、6 ページ、7 ページをお開きください。項 1 の一般会計繰入金でルール分として整理をいたしまして、合わせて 364 万 9,000 円減額するものです。項 2 の基金繰入金は保険給付費の減額に伴い 759 万 2,000 円の減額するものです。款 9 諸収入では延滞金、雑入で合わせて 3,000 円減額補正するものです。

それでは、第 1 表に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を款項ごとに整

理させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹（五十嵐正美君） ただいま上程されました承認第5号 平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）につきまして内容の説明を申し上げます。

専決処分の主な理由としましては、歳入ではサービス収入、繰入金、諸収入等の額の確定によるものと、歳出では特養・デイサービス・居宅介護支援事業所における各事業費の確定精査によるものであります。第1条におきまして歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ389万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,223万

6,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをご覧くださいと思います。施設管理費、特養施設費、特養施設運営費の賃金65万2,000円の減額は、昨年12月から長期臨時職員が1名が欠員となり、その分代替職員で対応してきたことから増給賃金が発生しないことや、賃金の差額が発生し減額となりました。報償費の3万1,000円の減額は、外部講師を招いての2回の職場研修会を開催し、講師への謝礼の支払いの執行残でございます。

次に、特養施設管理経費の燃料では22万円の減額となります。平成24年の特養とデイサービスのペレットの購入量と購入総額は、総額で242トン1,282万6,000円となっております。うち特養の暖房用と給湯・調理用では約170トンで898万6,150円。デイサービスの暖房用と給湯用の合計で約72トン383万9,850円となっております。

次に、9ページをお開きください。備品購入費では、精査により6万1,000円の減額であります。入園者用の器具としまして電動ベッド・車椅子・ポータブルトイレの購入、また施設器具等としまして洗濯機、加湿空気清浄機の更新及びDVDプレーヤーの購入を行っております。次に、特養施設入所者経費の6万4,000円の減額、短期入所者事業経費の8万円の減額はいずれも精査によるものでございます。

次に、デイサービス費のデイサービス運営経費であります。臨時職員賃金18万5,000円、需用費で37万6,000円、11ページにございます役務費の6万2,000円は、それぞれ精査により減額するものでございます。次に、デイサービス管理経費では需用費の燃料で21万9,000円、委託料の除排雪分で4万3,000円、それぞれ精査により減額するものでございます。

次に、介護支援事業費、居宅介護支援事業経費の旅費では、精査により10万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入にお戻り願います。4ページ、5ページをご覧ください。サービス収入、介護給付費収入、施設介護サービス費収入では、特養利用料として100万9,000円の減額であります。平成24年度の特養利用料収入実績は、当初予算1億5,823万1,000円に対し1億4,370万円ほどであり、大きく当初予算を下回る結果となりましたが、この主な要因としましては特例入所で52名の定員で運営してきたものを、正規の

50名定員に戻したこと、介護報酬単価が平成24年4月から引き下げられましたが、予算積算時においては、引き下げ前の報酬単価を用いて積算してきたこと、特養入園者の高齢化と重篤者が多いことから、入院日数も増加し稼働率が当初の見込みを下回ったこと、さらにはこの冬はインフルエンザの流行も見られ、特養入園者も延べ7人が感染し入院したこと等によるものでございます。

次に、居宅介護サービス費収入の短期入所介護給付利用料収入は、要介護1から5の方々のショートステイ利用料であり、特養の特例入所を解消したこともあり、利用者の増により50万6,000円の追加でございます。デイサービス介護給付利用料収入は要介護認定者のデイサービス利用料で29万1,000円の減額、デイサービス予防給付利用料収入は要支援認定者のサービス利用料で85万9,000円の追加でございます。

次に、居宅介護サービス計画費収入では、要介護認定者の居宅ケアプラン作成料収入であり291万3,000円の追加、介護予防サービス計画作成料収入は要支援認定者のケアプラン作成料であり52万9,000円の追加は、ともに本町の高齢化率や出現率の高まりによるものと考えられます。

次に、自己負担金収入は特養、短期入所、デイサービスの利用料の1割分の自己負担や食費、居室料等であり、介護給付費収入の増減に連動して増減しております。

次に、繰入金の一般会計繰入金の減額は、サービス収入等の歳入と歳出における各事業費の精査により726万6,000円の減額を行うものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、臨時職員に係る雇用保険料個人負担分と、その他の合計で2万8,000円の減額をお願いするものでございます。

それでは、条文にお戻りいただきまして、第2項第1表につきまして、ただいまご説明申し上げました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上で内容の説明を終わりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹(金野茂幸君) ただいま上程となりました承認第6号 専決処分第7号(平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について)説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入では歳出の事業完了精査に伴う一般会計繰入金の減額のほか分担金、使用料及び手数料の確定による精査が主なもので、歳出では各施設等の事業完了により減額するものです。条文をご覧ください。第1条におきまして歳入歳出予算をそれぞれ752万3,000円を減額し、最終の予算総額を3億7,285万4,000円とするものです。

補正の内容にあたりましては、主なものについてご説明申しますので、歳出の6ページ、7ページをお開きください。下段、特環下水道費、管渠管理経費の工事請負費は、公共柵設置が実施されなかったことにより92万6,000円を減額するものです。マンホール内ポンプ管理経費、8ページ、9ページをお開きください。使用料及賃借料

の発電機借上料は、夏場の計画停電対応によるもので7月下旬から8月上旬まで実施し23万3,000円を減額するものです。処理場管理経費の需用費、修繕料、施設営繕・器具等は、当初予定以外に緊急修繕がなかったことで61万円を減額するもので、委託料の下水道管理センター維持管理業務では、完了精査により300万1,000円を減額するもので、個別排水管理経費の委託料も完了精査によるもので37万6,000円を減額するものです。集落排水費、管渠管理経費の需用費、修繕料は既設マンホール及び公共汚水柵修繕がなかったことで30万円を減額し、工事請負費、公共汚水柵設置工事も実施されなかったことで20万円を減額するものです。

10ページ、11ページをお開きください。処理場管理経費の需用費、修繕料は、当初予定以外に緊急修繕がなかったことで41万1,000円を減額するものです。委託料で集落排水管理センター維持管理業務は、完了精査により38万6,000円を減額するものです。

歳入に戻っていただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入は確定及び精査によるものです。下水道受益者分担金、滞納繰越分は2万5,000円を減額するもので、下水道使用料現年度分では20万2,000円を追加するもので、滞納繰越分では15万3,000円を減額するものです。繰入金、一般会計繰入金は、歳出の確定により763万8,000円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものです。

以上説明申し上げましたので、ご承認賜るようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第7号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度津別町一般会計補正予算(第1号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(横山 智君) ただいま上程となりました承認第7号 平成25年度一般会計補正予算(第1号)につきまして説明いたします。

専決の理由につきましては提案理由で説明したとおりですが、国の平成24年度補正予算に伴う緊急雇用創出推進事業を5月1日より実施するための費用として4月30日に専決補正を行ったものです。今回の事業につきましては、起業支援型雇用創造事業ということで、地域の産業、雇用振興策に沿って起業後10年以内の企業、NPO等を委託先として地域に根ざした雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し生活の安定を図るとともに、委託先の企業の成長等により地域の安定的な雇用の受け皿を創出するという内容となっております。

それでは、各条項をご覧ください。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ958万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を51億9,358万1,000円としたものであります。第2項の第1表につきましては後ほど説明させていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので、6ページから7ページをお開きください。労働費、緊急雇用創出推進事業の委託料、上段の障がい者授産品開発事業は、町内の有機農畜産物生産者や製菓業者など他業種との連携でパンやスイーツの新商品開発と販売促進を図る事業を、NPO法人津別町手をつなぐ育成会に委託することとして315万5,000円の補正を行ったものです。

次の体験観光拡大事業は、森林セラピー基地ノンノの森周辺の地域資源を生かした新しい体験観光プログラムの企画開発、販売促進及び自然活用行動計画構想の実行に向けた調査研究をNPO法人森のこだまに委託することとして642万6,000円を増額補正したものです。

それでは、歳入にお戻りください。4ページ、5ページをお開き願います。ただいま歳出で説明しました経費の全額958万1,000円につきまして、道補助金、労働費道補助金、緊急雇用創出推進事業として増額補正を行ったものです。

それでは、条文にお戻りください。第2項の第1表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにしたものです。

以上、説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第45号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第45号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君）　まず先に、議案の鏡につきまして条例名の誤りがありまして差し替えさせていただきました。大変申し訳ありませんでした。

それでは、上程となりました議案第 45 号　津別町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。別途配付しています説明資料の方の 1 ページをご覧ください。税条例の改正内容として記載させていただきましたが、1 の改正根拠に記載のとおり政府は現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する。また社会保障、税一体改革を着実に実施する等の観点から、金融証券税制の改正及び個人住民税の住宅借上金特別控除の延長等の措置とともに、東日本大震災に係る税の軽減措置の延長等の復興支援、さらに延滞金の見直しを行うなど、税負担軽減措置の整理合理化等を行うこととした地方税法の一部を改正する法律及び関連の政令等を本年 3 月 30 日に公布したところであります。

本町におきましても、改正法との趣旨をかんがみ軽減措置等の適切な運用を図れるように条例の改正をしようとするものです。まず、条例改正の必要のない地方税法の改正部分ですが、資料の 2 に地方税法の主な改正内容（条例関連外）としてまとめています。本町においても適用されるものとしては、まず②の金融所得の課税の一体化で、これは上場株式等に限定されていましたが配当所得や譲渡所得における損益の通算範囲というものが、特定公社債等の実質所得等まで拡大されることになりました。また、法人に係る利子割課税についても廃止ということになりまして、法人税割から利子割額を控除するという措置がありました。これも廃止ということになります。実質的には税負担の増減はないものですが、口座の区分管理や口座開設に係る本人確認の実態等を踏まえた改正となっております。また、③の納税環境整備として、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について今回見直しがされまして、平準化というものが図れるようになります。これは、公的年金からの特別徴収額について、年税額の確定前は前年の徴収額で仮徴収するというところになっているため税額に大きな変動があった場合、その年以降において徴収する額が年間で大きく変動するという状況が続いている状況があります。そういう問題に対応するため改正されております。年金機構や各市町村のシステムの変更という問題もありまして、実際の施行は平成 28 年の

10月からとなっています。なお、条例の関連条文の改正につきましては、関連政令等がまだ公布されていませんので、その公布をもって改正するという予定としております。

それ以外、①や④の改正について本町については適用がないものと考えられますので、後でお目通しをしていただければと思います。

次に、条例改正を伴う主な法改正ですが、資料の下段の方の3、条例改正の内容としてまとめさせていただいています。各事項の最後に関係条文と施行期日を記していますのでご参考にしてください。まず、①の個人住民税に関する事項ですが、寄附金控除をする際に算定上に必要な所得税の税率につきまして、平成25年分の所得税より復興支援の特別所得税2.1%が加算されることになりまして、平成26年分から住民税の算定方法を改正するという内容です。

続きまして、(2)の住宅ローン控除の適用期限の延長ですが、平成29年に入居する住宅まで延長されるというような内容です。

また、次の2ページ目の(3)と(4)は、これは東日本大震災で被害を受けた居住用財産に関する住民税の控除の拡充と延長に係るもので、(3)のものは、本町では今のところ該当ありませんが、新たに(4)として相続人の譲渡所得に関する事項が今回追加になっています。この改正につきましては、対象物件の相続人が本町に居住する場合等適用されるということが考えるところです。

次に、②の固定資産税に関する事項です。この中で、②の(2)の後ろのところですが、施行期日の行という字が工業の「工」になっていますが、行う「行」です。申し訳ありませんが訂正のほうよろしくお願いします。この2の固定資産税に関する事項は、独立行政法人に対する特例措置の廃止及び地震等の災害における避難路における耐震基準適用住宅の特例措置の拡充、さらに地震時等における管理協定に基づく災害備蓄倉庫に関する我が町特例による減免制度の導入というふうになっていますが、本町においては適用になるところは今のところ想定されないところでありまして。最後に、③のその他に関する事項ですが、これは延滞金の利率の変更です。これまで市場金利に対して延滞金等の率が高率というふうにされていたことから、国税のほうに延滞税利率の見直しを行うということで、それに合わせて改正するものです。説明資料

の表のほうをご覧くださいなのですが、本則はそのままとしながらも特例として定めるもので、財務大臣が告示する貸出約定金利というものがあるんですが、それに1%を加えたものを特例基準割合という形で基準として算定することになります。現在の貸出約定金利につきましては1%の利率ということで、このほうにつきましてはその1%の利率で例示としています。延滞金は本則14.6%に対し9.3%、また延滞金の納期限後1ヵ月間の利率については、現在も特例があり本則7.3%が4%となっていますが、今回の特例の改正では3%となります。また、還付加算金につきましても本則7.3%に対し現行の特例は4.3%となっていますが、これが2%と改正されるものになります。その他関連法の改正に伴う条例改正内容につきましては、次ページの新旧対照表の中でご説明いたします。

それでは、次ページの3ページの条例新旧対照表を参照ください。順に簡単に説明したいと思いますが、まず第34条の7の改正は、寄附金控除の算定方法の改正になります。中段の54条第5項、また次ページの第131条第4項の改正は固定資産税、特別土地保有税に係る独立行政法人の一部に対する特例措置をなくすものです。

続きまして、めくりまして5ページ、これは制定附則になります。制定附則第3条の2及び第4条は延滞金の利率を減ずる特例の改正と関連する文言の整理という形になります。

続きまして、6ページです。6ページ下段の附則第4条の2は租税特別措置法の関連条項改正に伴う改正、また、次の7ページ、附則第7条の3の2は住宅ローン控除の延長に係る改正、それから附則第7条の4は復興支援の特別所得税に係る寄附金控除の算定方法の変更に関する改正となっています。また、下段のほうになりますが、附則第10条の2は固定資産税における特例で、第2項の改正は耐震基準適用住宅に係る地方税改正に伴う改正であり、第3項は新設の我が町特例であります。我が町特例の減税割合は、うちの町に該当するものがないということで、参酌割合であります3分の2として追加させていただいております。続きまして、附則第17条の2は優良住宅地に係る租税特別措置法の関係条文の整理に伴う改正となっています。

附則第22条の2については、東日本大震災に係る居住用財産の敷地の譲渡所得に係る特例で、第1項は読み替え規定の整理を行うものとして延長しています。また、10

ページに記載されています第2項で、相続人に対しても長期譲渡としての特例を行う改正となっています。第3項は項が増えることによる文言整理という形になっています。10ページ下段の第23条になりますが、これも東日本大震災に係るもので、住宅借入金特別控除の期限を延長する改正という形になっています。

以上です。

それでは、議案の条文のほうをご覧いただきたいと思うんですが、改正条文につきましては、今新旧対照表で説明したものを条文化したものですので、説明は省略させていただきます。

めぐりまして5ページ目になりますが、制定附則で第1条の施行期日につきましては、公布日としますが法律施行日が4月1日でありますから、空白期間を埋めるために25年4月1日から適用させようというものです。ただし書きとしまして、各号に定めるものは別途施行日を設定しておりますが、これらは先の説明資料のほうで付記させてもらったのですが、来年の平成26年1月1日施行、それから平成27年の1月1日施行のものがある規定となっております。改正附則の第2条につきましては、延滞金の利率に関する経過措置で、施行日であります平成26年1月1日以後とその前の利率が違ふということになる規定となっております。改正附則第3条は町民税に係る適用課税年度の経過措置、また、改正附則第4条は固定資産税に係る適用年度を第3条同様に経過措置を設けるというものであります。また、震災関連の特例措置につきましても、適用時期、適用年度、読み替え規定を経過措置として定めるものであります。

以上、長くなりましたが改正内容の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 46 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 46 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

先の提案理由でも申し上げましたが、本議案につきましては津別町国民健康保険運営協議会の答申に基づきまして本年度の国民健康保険税の医療費分及び後期高齢者支援分の税率について改めるとともに、地方税法の一部改正により特定継続世帯の新設を含め条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては説明資料に基づきご説明申し上げますので、資料の 12 ページをお開き願います。はじめに条例改正の趣旨についてですが、国民健康保険税の税率については、所得が確定をいたします 5 月に税率の見直しの必要性も含め国保運

営協議会に諮問をしておりますが、今年度は5月9日に国保運営協議会が開催をされ、これから申し上げます税率改正案の答申を受けましたので、この答申に沿い国民健康保険税条例の一部改正を行おうとするものであります。2の税率見直しに当たって津別の国民健康保険の現状についてははじめにお話をしたいと思います（1）の加入状況です。下の表のとおり全世帯の40.3%、被保険者数では36.2%が国保に加入しております。そのうち65歳から74歳の前期高齢者の割合が38.6%を占め高い率となっております。（2）の1人当たり医療給付費の推移ですが、これは13ページの上の表をご覧願いたいと思います。1人当たり医療給付費は、平成22年度に対前年比マイナス3.5%でしたが、23年度から増高傾向となり23年度は6.8%増、24年度は4.6%増になり医療費の伸びが続いている現状であります。平成25年度は高額医療費を要していた方が後期医療に移動したことなどを考慮いたしまして2.5%で再計算をし、必要とする保険税額を算出をしたところであります。（3）の平成23年度医療費の概況は、全道との比較になっております。一般分の1人当たり診療費3列目になりますが、太宰の津別町が29万4,496円で全国、全道、管内の平均より高く、全道では39位の高さとなっております。

14ページは介護納付金と後期高齢者支援金の推移を表しておりますが、いずれも加入者の高齢化に伴い、その金額も年々増えてきている現状であります。

15ページをお開き願います。（5）の国民健康保険税の現況を記載をしております。平成23年度の1人当たり調定額が9万602円で、全道98位で全道平均より低い額の金額となっております。②に津別の特徴を記載をしておりますが7割、5割、2割の軽減世帯が全世帯の53.3%を占めております。このうち7割軽減世帯だけで30%近くを占め、低所得世帯が多数を占めていることが伺えます。また賦課限度額世帯は、全体の7%で残りの40%が中間所得階層となりますが、大幅な税率アップはこの中間所得階層に重い税負担感が持たれることにもなります。

16ページの（6）国保基金の現状についてですが、今年25年3月31日現在で7,031万4,000円となっております、このまま推移をすると基金残高2、3年で底をつく状況となっている現状です。これらの現況を見ながら17ページをお開き願いたいと思いますが、17ページに3として答申結果を載せております。国保運営協議会では、この案と

合わせて4通りの試案について慎重審議が行われまして、最終的に平成25年度の税率を太枠で記載をしておりますが、医療分で所得割を現行5.3%から6.8%に、人数割となります均等割額を現行2万4,200円から2万4,700円に、世帯割となります平等割を2万1,700円から2万4,700円に、後期高齢者支援分では所得割を1.05%から1.55%に均等割5,800円を6,800円に、平等割5,400円を6,400円に改正しようとするものであります。また国保運営協議会の議論の中では、昨年度も実質平成18年度以来となる税率の見直しを行いました。今年度も改正をしなければならない状況を踏まえながらも、②に記載のとおり今後高齢化率の進展などで軽減世帯の増加や医療費増高の継続が予想される中、健全な運営を目指していくため基金がなくなった際に赤字の補てんをどうしていくのか、その分すべてを税率改正で賄っていくのか、あるいは一般会計から法定外の繰り入れが検討できないのか、そして歳出面では医療費の伸びを抑えていくため、健診の受診啓発や健康づくりの対策など運営協議会としても今年一年継続して、この課題について協議を行っていくことになっております。

18ページは現行税率と改正案税率との保険税額の比較になります。(1)の表は一般分ですが、医療費の推計から国庫支出金などを差し引いた必要とする保険税額を一番左の欄にAの欄ですが、医療分、支援分、介護分の計が2億1,040万5,000円です。これに対しまして、現行税率でいくと収納予定額は計の欄ですが1億7,321万3,000円、必要とする保険税額の差額A-Bとなり、Bで3,719万2,000円が不足する額となり、この額は基金で充てることとなります。この度の改正案の税率でいくと太枠にしておりますが、収納予定額は1億9,217万9,000円となり、不足額は1,822万6,000円となるものです。税率改正による収納予定額は下に記載をしておりますが1,896万6,000円が増となる保険税額となります。(2)は改正に伴う世帯の状況です。一般分ですが、この表では被保険者数は1,828人956世帯、そのうち7割、5割、2割の低所得者の軽減世帯は全体で518世帯54%となります。次の限度額世帯は、現行では71世帯ですが改正案でいきますと31世帯増の102世帯となります。世帯当たり平均保険税額は太枠の計の欄ですが、現行で18万9,409円が改正案では20万8,421円となり、10%のアップとなります。1人当たり平均保険税額では、現行11万955円が12万1,542円となり、9.5%アップとなるものです。

次の 19 ページをお開きください。この表は改正案によるモデル世帯の現行と改正の比較表となっております。表の左上をご覧くださいと思いますが、左上から収入額、所得額、固定資産税、軽減率、被保険者人員となっておりますが、例えば左の欄の収入額、所得額がゼロの世帯、固定資産税はありません。この世帯は 7 割軽減世帯に該当をいたします。家族、被保険者人員は 1 人ということで、この場合は年額現行税率では 1 万 7,000 円となります。改正案税率ではその下 1 万 8,700 円となり、その下の太枠になりますが差額 1,700 円が、この世帯の場合は年間で増額となる金額となります。実際に納める額は、この方が 40 歳から 65 歳未満であれば介護分の 4,200 円が加算をされますので、一番下の欄になりますが 2 万 2,900 円が年間のこの世帯の保険税額となります。以下、順に見ていただきたいと思いますが、例えば 6 列目で収入額 167 万 2,000 円という欄があると思います。所得額は 100 万円です。固定資産税は仮に 2 万 4,900 円払ってます。2 割軽減世帯に該当いたしまして、家族は 2 人と仮定をした場合、現行税率では 12 万 1,600 円、その下改正案でいきますと 14 万 700 円ということで 1 万 9,100 円が今回の改正で増額となる保険税額となります。以下、この形でモデル世帯の状況について見ていただければなと思っております。

次の 20 ページ以降は資料になります。この 20 ページは、オホーツク管内の税率の一覧を記載をしております。網掛けをしている部分は、平成 24 年度で改正を行った市町村になります。一番下に管内平均を載せております。24 年度で見ると津別町の税率は管内平均より低い現状で、今回答申のあった税率を当てはめると、管内平均の位置になるのでないかなと考えております。

次の 21 ページは津別町の税率の推移を載せております。22 ページは平成 23 年度の 1 人当たり療養諸費の全道順位表ですが、津別町は四角く枠でくくっておりますが全道 54 位で、オホーツク管内では 3 位の高さになります。

次の 23 ページは、1 人当たり調定額、保険税額ですが全道で 98 位、オホーツク管内では 15 位となります。

24 ページは収納率ですが全道 6 位ということで、オホーツク管内ではトップの収納率の高さとなっております。

以上が説明の内容ですが、25 ページから今回の改正する国保税条例の新旧対照表と

なります。25 ページの右の欄の改正後で説明をいたしたいと思いますが、第3条は医療分の所得割を下線のとおり「100分の5.3」から「100分の6.8」に、第5条では医療分の均等割額を2万4,200円から2万4,700円に、第5条の2は医療分の平等割額をうたっております。(1)の特定世帯という表現となっておりますが、これは国保世帯の中に75歳以上の後期高齢者医療に該当する方がいる世帯で、国保と後期医療それぞれに世帯割となります平等割額がかかることとなります。この場合、国保の平等割額は半額にしますというのが特定世帯でございます。ただ、この制度は、平成20年度に後期医療制度がスタートして5年間の措置でありましたが、この度の地方税法の改正によりまして新たに5年が過ぎた特定世帯の場合、6年から8年目までは特定継続世帯ということで3年間延長になった措置が今回改正となっております。ただ、特定継続世帯の場合は特定世帯が半分に対しまして、この6年目から8年目に該当する場合は4分の1を減額をする、そういう制度が今回つくられました。

26 ページの特定世帯、特定継続世帯以外の世帯の医療分の平等割額は2万4,700円ということになっております。特定世帯はその半額となります1万2,350円です。特定継続世帯は4分の1が減額となり1万8,525円と定めるものでございます。

次の第6条は後期高齢者支援分の改正の部分です。所得割を100分の1.55に、第7条の2では均等割額を6,800円に、第7条の3は平等割額について特定世帯、特定継続世帯以外は6,400円、特定世帯は3,200円、特定継続世帯は4,800円に改正をするものです。

次の23条は保険税の軽減額を定めています。27ページをお開き願います。(1)の部分は、ここは7割軽減世帯のことを言っております。アの1万7,290円は軽減をされる均等割額の金額です。イは軽減をされる平等割の額で、特定世帯、特定世帯以外の世帯の軽減額が1万7,290円、特定世帯は8,645円、特定継続世帯は1万2,967円の軽減額に改正をするものです。以下、同じようにウは後期高齢者支援金の均等割の軽減額、エはその平等割の軽減額となります。下段の(2)は5割軽減世帯の軽減額の条文となります。同じように均等割、平等割の軽減額でアとイは医療分、28ページのほうになりますが、ウとエは後期高齢者支援分の軽減額となります。(3)は、ここは2割軽減世帯の軽減額の条文となり、同じように均等割、平等割の軽減額を下線の

金額に改めるもので、アとイは医療分、29 ページになりますがウとエは後期高齢者支援分の軽減額となります。

次に附則の部分ですが附則の改正は、東日本大震災の被災居住用財産の譲渡期限の延長の特例の中で関係条文の条項が変更になったことによる改正でございます。

それでは、議案のほうの本文に戻っていただきたいと思います。ただいま新旧対照表で申し上げた内容を改正文としたものであります。最後の附則をご覧いただきたいと思います。附則で施行期日としまして、この条例公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用するとします。ただし、附則の 16 項、これは東日本大震災の特例の部分ですが、平成 26 年 1 月 1 日から施行するものです。2 項で改正後の規定は平成 25 年度以降の国保税について適用し、24 年度分までの国保税は従前の例によるものです。3 項は附則 16 項の規定は平成 26 年度以後の国保税について適用するとするものであります。

以上ご説明申し上げましたので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 46 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 15、議案第 47 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

伊藤住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(伊藤泰広君) それでは、ただいま上程となりました議案第 47 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容について説明をさせていただきます。

地方税法の第 6 条の規定により、公益上その他の理由により課税を不相当とする場合においては、課税を免除することができる規定があります。この規定によりまして、過疎地域自立促進特別措置法、通称「過疎法」と呼んでいますが、この法律において過疎地域と指定されている市町村内で製造業等の設備を新設もしくは増設、あるいは新規投資に係る土地を取得したもの等について固定資産税を 3 年間課税免除することができます。通称「過疎減免」と申しています。津別町もこの過疎地域に指定されておりますので、この制度の適用を受ける課税免除についてこの条例において定めているものであります。なお、過疎減免の措置が総務省で定める場合に該当すると認められたときは、過疎減免で減収となる分の 75%について普通交付税において補てんが受けられることが過疎法に規定されております。この補てん制度の適用を受ける場合等を定めた総務省の過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令というものがありまして、今回総務省令第 38 号としまして山村地域振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令というものが改正内容として、平成 25 年 3 月 30 日公布、4 月 1 日施行となりました。この中で適用期限が 2 年間延長となりましたので、条例の期限についても 2 年間延長するものです。

それでは、説明資料の 30 ページのほうをご覧ください。条例の新旧対照表となります。第 2 条及び制定附則の第 3 項におきまして、省令の期限と同様に改正前「平成 25 年 3 月 31 日」としてありますものを、改正後「平成 27 年 3 月 31 日」に 2 年間延ばすように改めるものであります。

それでは議案のほうをご覧いただきたいと思います。条文につきましては、今説明いたしました新旧対照表の内容を条文化したものですので説明は省略します。改正の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものですが、空白期間を生じないように平成25年4月1日から適用しようとするものであります。なお、現在過疎減免に該当するものですが、津別町内で昨年工場等を建設、拡充いたしました活汲の食品加工工場が該当し減免措置を決定しているところであります。本年度につきましては約2,100万円ほどが減免されることになっております。

以上改正の内容の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第48号 美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 48 号 美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてご説明申し上げます。

先の提案理由でも申し上げましたが、現在北海道で行っています旅券業務を町が権限移譲を受け、その業務を美幌町に事務委託を行うため、事務の委託に関する規約を地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき制定をし、同条第 3 項で準用する地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、説明資料によりご説明いたしますので資料の 31 ページをご覧ください。1 のこれまでの経過についてですが、旅券業務を 7 月 1 日から北海道から権限移譲を受け、その業務を事務の効率化や広域行政などを考慮し、美幌町に事務を委託することでこの間協議を進めてきたところであります。

2 の北海道、美幌町の動向ですが、12 月の道議会において特例条例案が議決をされまして、3 月には美幌町議会で今回提案をしております美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約が議決をされたところです。これを受けまして、今回津別町においても規約の制定をお願いをするものであります。この規約が議決後は北海道に議会の議決書を添付し、事務委託する旨の届け出を美幌町長、津別町長連名で行うこととなります。

4 の 7 月 1 日以降の具体的な申請方法ですが、交付申請窓口は美幌町役場になりまして、今まで道が行っていた北見市の出張窓口、あるいはオホーツク総合振興局では取り扱わなくなって美幌町役場での交付、申請の手続きとなります。また、取り扱い時間、標準処理期間は記載のとおりであります。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、美幌町と津別町交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約をご覧願いたいと思います。第 1 条の委託は、津別町の旅券事務を美幌町に委託をする内容となっております。第 2 条は委託事務の範囲を定めています。第 3 条では委託事務の管理、執行については、美幌町の条例等の定めたものによるとしております。第 4 条は経費の負担ですが、その年度に要した費用を津別町が支払うとしており、具体的には北海道から交付をされます旅券事務交付金、現在は交付申請の場合 1 件当たり 1,350 円ですが、これに件数を掛けた金額を美幌町

のほうにお支払いをするということになります。津別町の場合は、ここ数年の平均で旅券の交付件数、年間 76 件となっております。これらの経費は 6 月議会で補正をお願いすることになります。次の第 5 条は委託事務の収支の分別を定め、第 6 条については決算について津別町に通知をすること。第 7 条は必要に応じて設置する連絡会議について定めております。第 8 条は美幌町が関連する条例等を改廃するときは、あらかじめ津別町に通知をすること。第 9 条はこの規約以外のことは協議をして定めると、この内容になっております。

附則では第 1 項として、この規約は平成 25 年 7 月 1 日から施行するとしております。2 項は美幌町の条例などが津別町に適用される旨公表すること。3 項では委託事務の全部または一部を廃止したときは、廃止した日をもって決算するなど定めているところです。なお、旅券業務の窓口が変わるという部分についての住民周知につきましては、戸籍の窓口での説明や広報 6 月号、7 月号での周知のほか、ホームページ等でも周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 48 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 17、議案第 49 号 財産の取得について(総合行政システム操作端末機及び周辺機器等)を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹(松橋正樹君) ただいま上程となりました議案第 49 号 財産の取得につきまして内容の説明を申し上げます。

先の提案理由でも申し上げましたが、今年度取得を予定しております総合行政システム操作端末機及び周辺機器等につきましては、5月7日に総務課管財グループにおいて指名競争入札を執行いたしましたので、その結果に基づく契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

お手元の議案第 49 号の下のほうに記載してあります内容につきましてご説明申し上げます。まず、取得する財産の名称は総合行政システム操作端末機及び周辺機器等であります。数量等の詳細は後ほどご説明申し上げます。取得金額は 912 万 4,500 円、うち消費税及び地方消費税額につきましては 43 万 4,500 円、契約の相手方は津別町字幸町 5 番地、有限会社 加藤信陽堂 代表取締役 加藤恭男と契約を行おうとするものであります。

それでは、数量等の説明を申し上げます。裏面をご覧ください。取得する端末の合計は 140 台であります。今回の更新にあたりましては、価格が安く消費電力がパソコン端末の 4 分の 1 と節電効果があり、本体にファイルが保存できないため個人情報の観点からも安全性があることから、表示や入力など最低限の機能のみを持ったシンクライアント端末への配置換えをし、シンクライアント端末で対応できない業務についてはパソコンを配置するという構成といたしました。パソコン端末の台数は、ナンバー 1 からナンバー 3 の合計 30 台、職員用及び電算室用のほか振込み業務、画像編集用などであります。ナンバー 4 につきましては、選挙、貸し出し用のノートパソコン 2 台であります。ナンバー 5 と 6 は、シンクライアント端末 108 台、職員用、財務会計用などあります。ナンバー 10、11 につきましては、パソコン用のディスプレイ 42 台

であります。基本的には現在使用しておりますディスプレイをそのまま使いますけれども、さらに古いディスプレイの使用者の更新に充てるために新規に購入するというものであります。ナンバー12 からナンバー21 につきましては、パソコン用の各種ソフトでございます。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 50 号 財産の処分について（町有林立木）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課課長（深田知明君） ただいま上程となりました議案第 50 号 財産の処分について内容のご説明を申し上げます。

本件、財産の処分につきましては、平成 21 年度を始期とする第 12 次町有林施業計

画におきまして、主伐計画に基づき本年度実施いたします木樋町有林 6.64 ヘクタールの立木売払いにつきまして、去る 5 月 20 日に指名競争入札を執行いたしましたので、その結果に基づく契約の締結につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。売却する財産につきましては、町有林立木でございます。売却財産の内容につきましては、議案書の裏面をご覧ください。所在につきましては、木樋 116 番地 1 の地域森林計画 48 林班 23 小班でございます。売却財産の種類及び数量につきましては、カラマツ・トドマツ・トウヒ・雑木合わせまして総計 3,055.935 立方メートルでございます。

議案書に戻っていただきまして、売却金額につきましては 1,312 万 5,000 円、うち消費税及び地方消費税額は 62 万 5,000 円であります。売却の相手方につきましては、網走郡津別町字新町 7 番地、丸玉産業株式会社 取締役社長 大越敏弘氏であります。なお、売却物件の搬出期限につきましては、搬出後の業務管理の関係から 9 月 20 日としており、明年春の造林を計画をしております。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 51 号 平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 51 号 平成 25 一般会計補正予算（第 2 号）につきまして説明いたします。

それでは各条項をご覧いただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ 6,693 万 5,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 52 億 6,051 万 6,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申しあげましたとおり、国の平成 24 年度補正予算に係る各事業及び国が定める平成 25 年度公共工事設計労務単価が決定され 4 月から適用されることから、該当事業の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。第 2 項の第 1 表につきましては後ほど説明させていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので 6 ページから 7 ページをお開き下さい。労働費、緊急雇用創出推進事業、委託料は、第 1 号の専決補正同様起業後 10 年以内の企業、NPO 等を委託先として地域に根ざした雇用創出に資する事業を実施する起業支援型雇用創造事業であります。上段の新食品開発事業は美味しいまちづくり観光振興へつなげるため多種品目の食品開発を進めるビジネス化を図るための事業として、NPO 法人北海道でてこいランドに委託することとし 372 万 6,000 円、木工クラフト開発事業は木による生活文化をテーマに木の良さ・美しさを強調し、夢のある製品開発に係る事業を津別木材工芸舎に委託することとして 359 万円の増額補正をそれぞれお願いするものであります。

次に、農林業費、鳥獣被害防止総合対策事業、補助金は、有害鳥獣エゾシカの個体数増加による被害の深刻化広域化に対応するため、捕獲活動のさらなる強化のため補助金として 760 万円の増額補正をお願いするものであります。次の経営体育成支援事

業、補助金は、地域農業の担い手となる中心経営体等が経営規模の拡大や経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入に対する補助金として 4,948 万 8,000 円の増額補正をお願いするものです。次の基幹作業道開設事業、工事請負費は、公共工事設計労務単価の決定に伴い、設計金額が増加したことから 85 万円の増額補正をお願いするものです。

続いて教育費、8 ページから 9 ページをお開きください。小学校施設整備事業の津別小学校校長住宅建設工事、中学校施設整備事業の豊永職員住宅内部改修工事の工事請負費は、労務単価の決定に伴い 150 万 2,000 円、17 万 9,000 円のそれぞれ増額補正をお願いするものです。

それでは、歳入にお戻りください。4 ページから 5 ページをお開き願います。道支出金につきましては、緊急雇用創出推進事業 731 万 6,000 円、経営体育成支援事業 4,948 万 8,000 円、森林整備加速化・林業再生事業は、基幹作業道開設事業分として 85 万円のそれぞれ増額補正をお願いするものです。

次の繰入金、基金繰入金、財政調整基金は、小学校・中学校施設整備事業の一般財源分として 168 万 1,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の諸収入、雑入、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業は、北海道の同事業推進協議会からの鳥獣被害防止総合対策事業分として 760 万円の増額補正をお願いするものです。

それでは、条文にお戻りください。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条文、条項どおりにするものであります。

以上説明いたしましたので、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 52 号 平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 52 号 平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、資本的収入及び支出の支出において公共工事設計労務単価が改定され、6 月上旬に発注を予定している工事に金額の不足が生じることから追加するものです。

それでは、資本的収入及び支出について説明申し上げます。3 ページをお開きください。支出において建設改良費、メーター設置費の工事請負費で、設計労務単価が改定され量水器更新工事で 45 万 3,000 円を追加するものです。

4 ページは資金計画になります。内容は記載のとおりでありますので説明については省略させていただきたいと思えます。

続いて、5 ページ、6 ページをお開きください。このページは予定貸借対照表となります。今回資産の部の収支で処理されますので、資本の部 6 ページ、下から 5 行目、当年度純利益につきましては、当初予算のまま 1,352 万 7,000 円を見込むものでございます。

1 ページにお戻りいただきたいと思えます。第 2 条において、資本的収入及び支出

では、資本的支出に対する不足額 3,883 万 9,000 円を 3,929 万 2,000 円に補てんする過年度分損益勘定留保資金 3,789 万 2,000 円を 3,832 万 4,000 円に、同じく補てんする消費税及び地方消費税資本的収支調整額 94 万 7,000 円を 96 万 8,000 円に改め、資本的支出について 45 万 3,000 円を追加し、総費用を 4,396 万 5,000 円とするものであります。

次に、2 ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上説明申し上げましたので、承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 52 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、報告第 4 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 24 年度 2 月分、3 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 48 分

再開 午後 1 時 51 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 25 年第 4 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 52 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員